タスクフォースの設置に関する要項

第1 目的

なら産地学官連携プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)設置規約(以下「規約」という。)第11条の規定に基づき、タスクフォースの設置及び運営に関し必要な事項を定める。

第2 設置

タスクフォースは、会員等が連携して、国や自治体及び民間資金等の活用により、新たなプロジェクトの創出を図ろうとする場合に、そのアライアンス組成や資金確保及び円滑な運営をはかるため、必要に応じて組成する。

第3 構成

タスクフォースは、当該プロジェクトに参画予定の会員等により構成する。

第4 運営

- 1 タスクフォースの運営は、当該プロジェクトの提案会員がリーダーとなって行うものとする。
- 2 リーダーは、実務者会議に、プロジェクトの進捗状況や成果について報告を行う。
- 3 奈良国立大学機構・奈良カレッジズ連携推進センターのコーディネータは、プロジェクトの運営に必要な助言や情報提供及び資金獲得の支援等を行う。

第5 要項の改廃

この要項の改廃は、実務者会議の協議を経て決定する。

附則

この要項は、令和5年11月16日から施行する。